

■対象

令和6年度分の市・県民税に係る合計所得金額が1,805万円(給与収入のみの場合2,000万円)以下の納税者(ただし、納税者本人が均等割・森林環境税のみ課税される方は除く)

■減税額(控除額)

納税者の所得割額から、以下の金額が控除されます。なお、控除額が所得割額を超える場合、所得割額が限度となります。

- ①本人 1万円
- ②控除対象配偶者または扶養親族 1人につき1万円(国外居住者を除く)

減税の実施方法など詳細は、令和6年度市・県民税納税通知書(6月上旬に発送予定)をご覧ください。



## 令和6年度 市・県民税の 定額減税について



◀所得税 定額減税特設サイト  
(国税庁ホームページ)  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

問 税務課市民税班 (☎55-8094)



## 第3期湯沢市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画) を策定しました

### データヘルス計画とは

特定健診結果やレセプトデータの分析により健康課題を把握し、個別の保健事業を通して国民健康保険被保険者の健康意識および生活の質(QOL)の維持向上、健康寿命の延伸を図り、市全域での健康長寿社会を実現することを目的としています。



■計画期間 令和6年度～11年度(6年間)

第2期計画の最終評価の内容および今期計画の詳細は市ホームページに掲載の計画書をご覧ください。



市ホームページ▶

問 市民課国保年金班 (☎55-8164)



## 第4期湯沢市国民健康保険特定健康診査等実施計画 (令和6～11年度) を策定しました

市では、生活習慣病の早期発見やメタボリックシンドロームの予防・改善のため、特定健診や特定保健指導に重点的に取り組むこととしています。この計画では、健診などの実施率向上を図るため、目標値を設定し具体的な実施方法を定めています。

詳細は、市ホームページに掲載の計画書をご覧ください。



市ホームページ▶

問 市民課国保年金班 (☎55-8164) または健康対策課保健推進班 (☎56-8020)

項目	H30～R4 平均	目標					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健診 実施率	49.6%*	50%	51%	52%	53%	54%	55%
特定保健指導 実施率	12.3%	15%	16%	17%	18%	19%	20%

※特定健診実施率については、コロナ禍で実施率が極端に減少した令和2年度を除いて計算しています。